

富山県国公立高等学校等 奨学のための給付金（家計急変）

令和 8 年度申請案内

富山県教育委員会では、授業料以外の教育費（教科書費、教材費など）の負担を軽減するため、国公立高等学校等に通う高校生等のいる低・中所得世帯に対し、返還不要の給付金を支給していますが、家計急変により保護者等の収入が減少し、低・中所得世帯相当となったことが認められる世帯には、「奨学のための給付金（家計急変給付）」を支給します。

1 対象となる世帯

次の要件をすべて満たす世帯

- ① 保護者等が富山県内に居住していること。（※）
- ② 生徒が高等学校等就学支援金、高校生等・新修学支援金、学び直し支援金又は専攻科修学支援金の対象となる者であること。
- ③ 家計が急変し、保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が下記の区分世帯に相当すると認められること。

※ 富山県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県教育委員会へお問い合わせください。
保護者等が海外に居住しており住民税の所得割額が確認できない場合は、対象となりません。

2 給付金額（年額）

7月2日以降の家計急変の申請については、家計急変事由の生じた月以降の月数に応じて算定しますので、金額が異なります。

（例）10月に家計が急変した場合

$$143,700 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} \times 5 \text{ 月} (11 \sim 3 \text{ 月}) = 59,875 \text{ 円}$$

区 分	全日制・定時制	通信制	専攻科
① 住民税非課税世帯	143,700 円	50,500 円	50,500 円
② 所得割額の合算額が 100 円以上 105,500 円未満	47,900 円	16,830 円	16,830 円
③ 所得割額の合算額が 105,500 円以上 182,500 円未満	35,930 円	12,630 円	—
④ 所得割額の合算額が 105,500 円以上 264,500 円未満 かつ扶養する子が 3 人以上いる	—	—	12,630 円
⑤ 上記①～④に該当し、災害等により 制服の再購入が必要となった世帯	64,800 円（①への加算額） 21,600 円（②への加算額） 16,200 円（③、④への加算額）		

※②と③については、高等学校就学支援金（新制度）、学び直し支援金（新制度）又は専攻科就学支援金の対象者が対象です。

※専攻科の②と④については、専攻科支援金（旧制度）の対象者の場合は、10,100 円となります。

3 提出書類

☐ 高等学校等奨学給付金（家計急変）受給申請書

家計急変対象者（特に保護者等が2名の場合）、理由、事由発生日（収入減については収入が減少した給料支給日を家計急変の日としてください。）を明記してください。

☐ 口座振替届出書

金融機関・口座番号・口座名義がわかる通帳の写しを添付

☐ 個人対象要件証明書（様式9） ※専攻科のみ

☐ 保護者等の令和8年度の所得・課税証明書（扶養親族数が記載されているもの。）

☐ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出書、医師による診断書、退職（休職）辞令 等

☐ 保護者等の家計急変後の収入を証明する書類

<会社員の場合>

・会社作成の家計急変後 1 年間の給与見込

（発行が困難な場合は直近 3 か月の給与明細及び家計急変後の賞与明細）

※支給日の記載がない場合は、余白に「〇月分（〇日締め）〇月〇日支給」と記載してください。

<個人事業主の場合>

・税理士又は公認会計士の作成した証明書類

（作成が困難な場合は直近3か月の収入が分かる書類）

・確定申告書の写し

☐ 扶養誓約書（様式7）

※7月1日現在で生徒が成人しており、主たる生計維持者が1名の世帯のみ

☐ 扶養親族申告書（様式11）

※専攻科で所得割額の合算額が105,500円以上264,500円未満で、扶養する子が3人以上いる世帯のみ

☐ 制服の再購入に係る誓約書（様式10）

※災害等により、制服の再購入が必要となった世帯のみ

☐ 罹災証明書

※災害等により、制服の再購入が必要となった世帯のみ

4 申請書等提出期限

・7月1日以前の家計急変によるもの

申請書等は10月16日までに提出してください。

・7月2日以降の家計急変によるもの

令和9年2月19日まで随時 ※申請日によって支給額が異なるため、速やかに申請してください。

※申請される場合は、関係書類をお渡ししますので、クラス担任又は事務室までお申し出ください。